

メディア更新代行年間プラン利用約款

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

- 「メディア更新代行年間プラン利用条件」(以下「本条件」という)は、本条件に同意した上で、「メディア更新代行年間プラン」(詳細は第3条にて定めるものとし、以下「本サービス」という)の利用を申込み、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がこれを承諾した者(以下「利用者」という)が本サービスを利用するに当たり、当社と利用者との間に適用される。
- 本条件に定めのない事項については、基本約款及び掲載サービス約款(以下「原条件」という)が適用されるものとし、本条件と原条件の定めが相反する場合は、本条件の定めが優先して適用される。なお、本条件に定めなき事項につき原条件を適用する場合、原条件における用語を、次の各号に掲げるとおり読み替えて適用する。
 - 「契約者」
前項に定める「利用者」
 - 「本サービス」
前項に定める「本サービス」
- 本条件における用語の定義は、本条件に別段の定めがある場合または当該用語が文脈上別段の意味を有することが明白である場合を除き、原条件の定めに従う。

第2条 (定義)

前条第3項に加え、本条件における用語の定義は、当該用語が別段の意味を有することが明白である場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。

- 当社サイト
当社が管理および運営するウェブサイト「ぐるなび」
- 対象サービス
当社サイト以外の飲食店情報を掲載するサービスのうち、当社が別途指定するサービス(ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、アプリケーション等を含むがこれらに限られない)
- 対象店舗
利用者が運営する飲食店のうち、利用者が本サービスの対象とすることを指定した店舗
- 利用者ページ
当社サイトまたは対象サービス上における、対象店舗にかかる情報を掲載したウェブページ

第3条 (本サービス)

- 当社は、利用者に対し、選択するプランに応じ、次の各号に掲げるサービスを提供する。
 - 利用者ページ更新代行サービス
専任の担当者が、以下に掲げる利用者ページの更新を行うサービス(取材は初月のみ、打ち合わせは月1回のみ)。対象サービスについては、媒体を選択してから6か月間は媒体を変更することはできない。なお、対象サービスのうちGMB及びLINEの更新代行については、第3号及び第4号が適用され、第3号及び第4号に掲げる各種利用条件の定めが第2章の定めより優先して適用される。
 - 当社サイト
 - 対象サービス(ライトプランは除く)
 - ネット予約の設定・更新 GMB 登録運用代行サービス
当社が別途定める GMB 登録運用代行サービス利用条件第3条に定めるサービスを指し、GMB 登録運用代行サービス利用条件第8条乃至第14条、第16条乃至第18条の定めが適用される。
 - 対象サービスの更新(ライトプラン除く。但し、オプション購入は可能。)
 - GMB(選択した場合のみ)
当社が別途定める Google ビジネスプロフィール (GBP) 最適化商品利用約款第3条第1項第1号に定めるサービスを指し、Google ビジネスプロフィール (GBP) 最適化商品利用約款 Google ビジネスプロフィール (GBP) 最適化商品利用約款第6条、第9条、第10条、第2章、第3章、第4章、第24条乃至第26条の定めが適用される。
 - LINE(選択した場合のみ)
当社が別途定めるLINE運用代行サービス利用条件第2条第1項第2号に定めるサービスを指し、LINE運用代行サービス利用条件第7条乃至第9条、第11条乃至第14条の定めが適用される。
 - レストランメール配信代行サービス(選択した場合のみ)
当社が別途定めるレストランメール配信代行サービス利用条件が適用される。
 - 月次レポート(ライトプランは、対象サービスについては提供しない)
 - 利用者は、オプション商品として、次に掲げるサービスを利用することができる。
 - GMBクチコミ返信サポート(GMB 更新を申し込んでいる場合に限り)
GMB キュチコミ返信サポートの利用にあたっては、Google ビジネスプロフィール (GBP) 最適化商品利用約款第4章が適用される。ライトプランのサービス提供には、ぐるなびネット予約のポイント ON の掲出がなされていることを条件とする。
 - ぐるなびフォト(当社が別途定めるぐるなびフォト合意書が適用される)
- 当社は、対象サービスの選定を含め、本サービスの内容を随時自由に見直すことができる。

第4条 (本契約の成立および条件)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、本サービスの利用を申し込む。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本条件に同意したものとみなす。
- 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
- 本条件に基づく利用希望者と当社との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第5条 (本契約期間)

本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約が成立した日から有効とし、初回打ち合わせを行った日の属する月の1日(以下「サービス提供開始日」という)より

1年間とする。ただし、本契約満了日の1か月前までに、一方当事者から他方当事者に対し、当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

第6条 (本サービス料および支払い条件)

- 利用者は、本サービスの対価(以下「本サービス料」という)として、本申込書に定める額を支払う。なお、第3条第2項に定めるオプション商品の従量課金は、1件1,000円(税別)とする。
- 利用者は、当社に対し、当社が別途定める時期および方法により、本サービス料を支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は、利用者の負担とする。
- 当社は、利用者が第3条第1項掲げる本サービスの全部または一部を利用しない場合であっても、本サービス料の減額を行わない。ただし、当社と利用者との間で別途合意した場合はこの限りでない。

第7条 (再委託)

当社は、当社の責任で、本サービスを提供するために必要な業務の全部または一部を、第三者(以下「委託先」という)に委託することができる。

第8条 (事前手続)

- 利用者は、本サービスを利用するために必要となる対象サービスおよび GMB サービスの ID およびパスワード(以下「利用者アカウント」という)を、自己の責任で当社に提供する。
- 前項に基づく利用者アカウントの提供に起因またはこれに関連して、当社または利用者に対象サービスの運営者との間で紛争が生じた場合(ただし、当該紛争が当社のみの責に帰すべき事由によって生じた場合を除く)、利用者は当社を免責し、自らの責任と負担において当該紛争を解決する責任を負う。
- 前二項のほか、利用者は本サービスの提供を受けるために必要となる諸手続に協力するものとする。

第9条 (本サービスの提供条件)

- 当社は、利用者が次の各号の一に該当すると判断した場合、当該事項が解消されるまでの間、利用者に対し本サービスの提供を行わない。
 - 当社が提供する各種サービス(本サービスを含むがこれに限られない)の利用にかかる対価の支払いを怠っている場合
 - 当社サイト上の利用者ページの掲載が、利用者の責に帰すべき事由(第16条(禁止事項)の定め違反したことを含むがこれに限られない)により停止している場合
- 当社は、前項の定めにより利用者に対する本サービスの提供を行わない場合、本サービス料の減額を行わない。

第10条 (違約金)

- 本サービス提供開始日から6ヶ月以内に本契約が終了した場合(ただし、第19条第1項(当社による本契約の終了)に基づき当社が本契約を終了させた場合を除く)、利用者は、当社に対し、【別表】に定める基準額から差引き額を控除した金額(以下「違約金」という)を、当社が別途定める方法により支払う。
- 前項の定めは、利用者の当社に対する損害賠償義務の金額またはその上限について定めたものではなく、利用者は、本契約の終了によって当社に生じた損害を賠償する義務を負うものとする。

第2章 利用者ページ更新代行サービス

第11条 (本章の適用)

本章の規定は、利用者による利用者ページ更新代行サービスの利用につき適用される。

第12条 (利用者ページの更新代行)

- 利用者は、当社に対し、次条の定めに従い利用者ページの編集および更新にかかる作業(以下「更新作業」という)を委託し、当社はこれを受託する。
- 当社は、当社サイト上の利用者ページの更新内容を、対象サービス上の利用者ページに反映させる方法で、対象サービス上の利用者ページの更新作業を実施する。
- 当社は、第1項に基づき利用者より受託した更新作業を善良なる管理者の注意をもって遂行する。
- 利用者は、当社による更新作業実施前までに、対象サービスを特定するものとする。また、利用者は、利用者ページ更新代行サービスの利用開始日から6ヶ月間経過するまでかかる対象サービスをキャンセルしたものとみなす。
- 利用者は、当社がシステム上の制約又はやむを得ない事由により更新作業ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

第13条 (更新作業)

- 当社は、更新作業の実施に先立ち、事前の打合せ(以下「事前打合せ」という)を実施する。事前打合せの日時、場所その他詳細条件については、当社と利用者との間で別途協議の上決定する。
- 利用者は、前項の事前打合せを実施した日以降、当社の指定する期日までに、当社に対し、当社所定の方法により、次の各号に掲げる事項を提示または提供することにより、利用者ページの更新作業の実施を依頼する。利用者が当該期日までに当社に対して更新作業の依頼を行わない場合、当社は利用者が当該月における本サービスの利用をキャンセルしたものとみなす。ただし、この場合においても本サービス料は減額されるものではない。
 - 利用者ページ上の更新を希望する項目
 - 更新内容
 - 利用者ページに掲載を希望する写真画像
 - その他当社が別途指定するもの
- 当社は、前項の依頼を受けた後、遅滞なく、当該依頼内容に従って更新作業を開始する。
- 当社は、更新作業完了後、利用者に対し更新内容の確認を依頼し、利用者は、当該依頼を受けた日から5営業日以内に更新内容を確認し、これを承諾するか否かを当社に対し通知する。当該期間内に利用者から何らの意思表示もない場合、当社は利用者が当該更新内容につき承諾したものとみなす。
- 当社は、前二項の定めにより利用者が承諾した更新内容で利用者ページの掲出を行う。

第3章 (雑則)

第14条（保証）

利用者は、当社に対し次の各号に掲げる事項を保証する。

- 本サービスの利用の過程で当社に提供した事項につき、以下に該当するものが含まれていないこと
 - 事実と異なる情報または真実性が疑わしい情報
 - 性的好奇心を煽るような情報またはグロテスクな情報その他ユーザーに不快感を与える情報
 - 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を助長する情報
 - 上記のほか、当社が別途禁止する事項
- 当社に提供した写真画像が第三者のいかなる権利（著作権、肖像権、商標権、パブリシティ権等を含むがこれらに限られない）をも侵害しないこと

- ページ制作おまかせ年間4回プラン(36万円)
- メディア更新代行年間プラン(60万円コース)
- メディア更新代行年間プラン
- メディア更新代行年間プラン ライト

【別表】

基準額	差引額
本サービス料の6ヶ月分	利用者が本サービスを利用した期間に相当する本サービス料

以上

第15条（秘密保持）

- 利用者は、本契約の内容およびその存在ならびに直接間接を問わず本サービスを通じて知り得た一切の情報（以下「秘密情報等」という）を、本契約期間中または本契約の終了後にかかわらず、これを秘密として取り扱い、個人情報保護法、不正競争防止法その他の法令を遵守してこれらを取り扱い、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの利用の目的以外に使用してはならず、また第三者に開示し、使用させてはならない。
- 前項に定めるもの以外の秘密情報等の取り扱いについては、原条件の定めに従うものとする。

制定日 2024年7月1日

第16条（禁止事項）

- 利用者は、本サービスを利用するにあたり、原条件で定める禁止事項のほか、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。
 - 本条件に違反する行為
 - 委託先を誹謗中傷し、または委託先の品位や名誉を傷つける行為
- 当社は、利用者が前項に掲げる事項を行ったと判断する場合、利用者に予告することなく利用者ページの掲出を一時中断または掲出を取りやめることができる。この場合、利用者ページの掲出を停止した期間における本サービス料は減額されるものではない。

第17条（知的財産権等）

- 本サービスの提供の過程で当社が制作したオフィシャルページその他の制作物の著作権は、当社に帰属する。ただし、当該制作物に、利用者が著作権その他の権利を有する素材（写真画像、説明文等を含むがこれらに限られない）が含まれる場合、当該制作物にかかる権利の帰属については、当社および利用者にて別途協議の上定めるものとする。
- 利用者は、当社に対し、当社による本サービスの提供のために必要な範囲における利用者の商号、商標・ロゴマークの使用を無償で許諾する。

第18条（本サービスの停止および中断）

- 当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を、利用者に予告なく停止することができる。
 - 当社のサーバーまたはシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能または困難な場合
 - 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱、本サービスを提供する上で必要となる第三者のサービスの不具合等の当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能または困難な場合
 - 対象サービス又はGMBサービスの仕様変更に伴い、本サービスの提供が不能または困難な場合
- 当社が前項の定めに基づき、本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより利用者に生じた一切の損害について当社は責任を負わない。この場合であっても、これによって本サービス料は減額されるものではない。

第19条（当社による本契約の終了）

- 当社は、本契約期間内であっても、利用者に対し当社所定の方法により通知をすることで、本契約を終了させることができる。
- 当社は、利用者が本条件に違反した場合、利用者に対するなんらの通知および催告なしに、直ちに本契約を終了させることができる。
- 前項の定めにかかわらず、終了事由のいかなるを問わず、本契約が終了した場合であっても、終了時において本条件に基づく未履行の債務がある場合、当該債務については、そのすべての履行が完了するまでの間、本条件が適用される。

第20条（利用者による本契約の終了）

利用者は、本契約期間中であっても、当社所定の方法により、終了希望日の30日前までに当社に対し本契約を終了させる旨の通知を行うことで、本契約を終了させることができる。

第21条（権利義務の承継等）

利用者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位または本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に承継させ（合併、会社分割等の組織再編行為によるものであるか否かを問わない）または担保に供してはならない。

第22条（本条件の変更）

- 当社は、利用者に予告なく、本条件を変更することができる。
- 前項の定めにかかわらず、当社は、利用者の権利または義務に重大な影響を及ぼす変更については、利用者に対し、当社が適当と認める方法（当社が送付する郵便物での通信等を含むがこれに限られない）により事前に通知することによって、本条件を変更することができる。利用者は、本項に定める通知から2週間以内に本条件の変更について異議を申し出なかった場合、変更後の本条件に同意したものとみなす。

第23条（特約事項）

利用者が、本契約成立時点において次の各号に掲げるいずれかのサービスを利用している場合、本契約成立時点をもって以下に掲げるサービスにかかる当社と利用者との間の契約は自動的に終了する。

- ページ制作おまかせ年間プラン(60万円)
- ページ制作おまかせ年間4回プラン(48万円)